

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2012

月刊

# 中小企業レポート

11

No.432

長野県中小企業団体中央会

特集

第64回中小企業団体全国大会



# ウィンターキャンペーン

《キャンペーン期間》2012年11月1日(木)～2013年1月11日(金)

この冬、けんしんの **いね!** を発信します!

ATMお引出し手数料

いつでも  
無料

円

安全・有利・便利な

手のひら  
口座

手軽に仮審査OK!

ネットde  
ローン



スマートフォン  
からご利用  
いただけます。

将来の生活設計に

定期預金

手のひら口座、定期預金、ローンをご成約のお客様に  
素敵なプレゼント差し上げます。



長野県信用組合 けんしん

【ホームページ】<http://www.naganokenshin.jp>

知恵と力を合わせて信州を元気に

月  
刊

# 中小企業レポート

2012

11

No.432

- 
- 2   **特集**  
      第64回中小企業団体全国大会
  - 12   **ビジネスの視点**  
      個性について考える
  - 13   **労務管理のポイント**  
      定年制と高齢者雇用
  - 14   **税務会計Q&A**  
      会議出席のために支出する旅費について
  - 20   **中央会インフォメーション**
- 



## 飯田水引

飯田水引は長野県下伊那、飯田地方で何世代にもわたって伝え続けられてきた伝統工芸品です。

強く丈夫な和紙でつくられた良質な水引は、髷（まげ）を結うための元結の副産物として発展して、現在では全国シェアの70%を占めています。

1998年の冬季オリンピック・パラリンピックが長野県で開催された際、パラリンピック入賞者には、飯田の水引で作られた月桂樹冠が授与されました。（撮影協力：有関島水引店）



# 第64回 中小企業団体全国大会

宮崎市 フェニックス・シーガイア・リゾート「シーガイアコンベンションセンター」

平成24年10月25日（木）、第64回中小企業団体全国大会が、古事記編さん1,300年という節目の年にその舞台となっている神話のふるさと 宮崎市のフェニックス・シーガイア・リゾート「シーガイアコンベンションセンター」において開催された。

「組合 絆 ルネサンス 日本は一つ」をキャッチフレーズに、岸本経済産業大臣政務官、河野宮崎県知事をはじめ数多くのご来賓にご臨席を賜り、長野県からの参加者69名を含め全国各地より中小企業組合の関係者2,500名が、歴史的な円高等により地域産業はまさに空洞化の危機に直面し、閉塞感を払拭できない中で、地域経済を担う中小企業が未来に希望を持って、確実な将来展望を切り拓いていくことができるよう、中小企業対策の拡充に関する12項目の決議及び大会宣言を全会一致で採択した。

併せて、優良組合等の表彰も行われ長野県からは3組合（全国で34組合）が表彰された。

また、第65回大会は、平成25年10月24日に滋賀県大津市で開催されることが決定した。



# ～組合の 絆 を活かした地域産業の発展～

我々は、東日本大震災の被災地支援における「絆」に見られるように、震災の復旧・復興の中で組合の力を再認識した。また、各地の「経済や暮らしを支える中小企業」（中小企業憲章）が連携し、地域の基盤をつくり、地域を支え合っていることも明らかになった。全国各地の中小企業は互いに助け合い、被災地の復興をはじめ地域産業の再生、事業の発展・承継に向けて懸命の努力を続けている。

他方、長引くデフレ・超円高、欧州財政金融不安、中国経済の減速、資源価格の高止まり、高コストな電力、社会保障と税負担増等の将来不安による投資意欲や消費の減退等により、我が国経済は縮小の一途を辿るなど中小企業の「絆」の基盤を大きく揺るがす極めて厳しい状況が続いている。

中小企業政策は、ここ10年ほどの間に大きく変容している。平成11年に中小企業基本法が改正され、政策理念が、これまでの「格差是正」から「多様で活力ある中小企業の成長発展」と変化した。平成22年には、中小企業を「経済を牽引する力であり、社会の主役である」と位置づける中小企業憲章が制定され、「業種間での連携・共同化を進め」、「海外展開支援」「地域及び社会に貢献できる体制の整備」等が具体的な取組みの柱に加わった。

現在、“ちいさな企業”未来会議の取りまとめを踏まえ、中小企業政策審議会“ちいさな企業”未来部会において、中小・小規模企業政策の具体的な制度改革を目指して審議が行われている。先進社会の求める経済的社会的課題、地域コミュニティ、公共ニーズの高まりと地域貢献等に対する取組みとして、組合等連携組織を活用した中小企業の振興が今こそ必須である。

政府及び都道府県は、中小企業が直面する構造変化に円滑にかつ効果的に対応し、地域産業が活力を取り戻せるよう中小企業政策における組合組織の位置づけを強化する必要がある。

## 県内優良組合表彰



### 協同組合ガスネット南信

長野県岡谷市湖畔2丁目3番7号  
理 事 長：北澤 晃  
設 立 年 月 日：平成7年9月12日  
組 合 員 数：13人  
主な共同事業：1. 液化石油ガスの共同供給事業並びに保安業務  
2. 事業に関する技術の改善又は教育情報事業  
3. 福利厚生事業



### 塩尻機械金属工業協同組合

長野県塩尻市大字大門1010番地1  
理 事 長：宇治 正皓  
設 立 年 月 日：平成7年9月12日  
主な共同事業：35人  
主な共同事業：1. 共同購入事業  
2. 教育情報事業  
3. 福利厚生事業



### 飯山自動車協業組合

長野県飯山市大字飯山5251番地1  
理 事 長：鈴木 伸広  
設 立 年 月 日：昭和49年9月7日  
組 合 員 数：17人  
主な共同事業：1. 道路運送車両法に基づく自動車の継続検査等に伴う定期点検整備事業  
2. 教育情報事業



受賞された皆様

## 第64回中小企業団体全国大会決議

### I. 地域産業の再生・発展への支援の強化

#### 1. デフレ脱却のための総合的な経済対策等の実施

##### 【要望事項】

1. 「日本再生戦略」を迅速に実行すること。特に、環境・エネルギー、健康、食・農林漁業等の成長分野について、中小企業が真に中心的な担い手となるよう、地域産業の再生・発展に向けた次の取り組みの迅速な実施とフォローアップを着実に行うこと。

- (1) 中小企業における再生可能エネルギーや省エネルギー技術の導入と技術開発を合わせ推進していくとともに、電力供給網を早急に整備すること。
- (2) 医療・福祉と食・農林水産業の振興を地域雇用政策と一体的に推進し、地域の産業基盤の再生を図るための投資を促進すること。
- (3) ロボット、航空機産業等高度な加工能力を保持するサポーターインダストリーに対して、新技術・新製品等の開発、用途開発、販路開拓、人材の育成、技術・技能の伝承等のための支援策を一層強化・拡充すること。

2. デフレ脱却に向けて、また行き過ぎた円高是正に向けて、日本銀行による強力な金融緩和を継続するなどあらゆる措置を講じるとともに、次の「経済対策」を柔軟かつ機動的に実施すること。

- (1) 防災・減災等に向けた社会資本を整備するた

めの公共投資を行い、災害に強い地域づくりを通じて内需を拡大すること。

- (2) 海外進出した企業の利益が国内に環流され、地域産業の強化と再生につながるような海外展開への支援を推進すること。

- (3) クラウド・コンピューティングの活用をはじめ中小企業のIT化を強力に支援すること。

- (4) 地域資源等を活用した観光業を更に振興すること。

- (5) 若者や女性等の創業・事業承継・第二創業等を推進し、地域の雇用を創出すること。

3. 原子力発電の安全性の確保と地元住民の理解を前提に、適切な点検を終えた原子力発電については再稼働に取り組み、電気料金の抑制と電力の安定供給を図ること。

また、発電事業への新規参入等を推進し電気料金の抑制を図るとともに中小企業による発電、省エネ・節電機器、リサイクル設備の導入等に対する投資促進策、効果的なピークカット対策を大幅に強化すること。

さらに、政府のエネルギー・環境会議において決定された「革新的エネルギー・環境戦略」における原発ゼロの場合の様々な課題についての具体的な解決の道筋を明確に示すこと。

4. 中小企業の成長・発展につながる形でのTPP交渉を行うこと。また、農林畜産業をはじめ、TPPにより悪影響の生じる恐れがある業種・分野に対する振興施策、特に、各地域の農商工連携等に対する支援を拡充強化すること。



## 2. 万全な資金繰り対策の継続及び中小企業金融機能の拡充

### 【要望事項】

#### 1. 万全な資金繰り対策の継続

- (1) 中小企業のニーズに合った各種金融支援策を継続・拡充させること。

特に、震災復興関係の中小企業金融支援策については引き続き万全の措置を講じること。

- (2) 中小企業金融円滑化法の期限到来に向けて、金融機関によるコンサルティング機能をより一層発揮させる等出口戦略を十分講じること。
- (3) セーフティネット保証の認定要件の拡大、取扱期限を延長すること。
- (4) セーフティネット貸付の取扱期限を延長すること。

#### 2. 中小企業金融機能の拡充

- (1) 公的金融機関である商工中金や日本政策金融公庫の役割・機能が引き続き発揮されるよう十分な措置を講じること。
- (2) 中小企業倒産防止共済金の貸付を受けた者について、貸付時に共済金額の10分の1を控除することになる等の貸付制度を見直し、共済加入者の負担を軽減すること。
- (3) 不動産担保や人的保証に過度に依存しない融資慣行をより一層、普及・推進すること。
- (4) 高度化融資制度のB方式の対象拡大等高度化事業の充実強化を図ること。
- (5) 協同組織金融機関である信用組合等の地域金融機能を今後とも堅持すること。
- (6) ゆうちょ銀行のあり方については、協同組織金融機関の現場や中小企業の金融の円滑化に無用の混乱を来たさぬよう十分な配慮と必要な措置を講じること。
- (7) 地方自治体と金融機関が連携し金融政策を推進すること。

## 3. 事業承継の円滑化等中小企業関係税制の拡充

### 【要望事項】

#### 1. 中小企業の創業と成長を促進する税制支援の強化

- (1) 中小企業の法人税の軽減税率を11%以下に引き下げ、適用所得金額を大幅に引き上げること。
- (2) 法人税法上の中小法人の定義を資本金3億円以下とすること。
- (3) 中小商業・サービス業の店舗改装、陳列等付属設備、器具・備品の導入等を促進する新たな特例措置を創設すること。
- (4) 創業時に負担となる登録免許税及び印紙税を免除すること。
- (5) 試験研究費の総額に係る税額控除制度の控除上限の引上げなど中小企業の研究開発促進税制を強化すること。
- (6) 中小企業の交際費について、現行の損金算入限度額の制限を廃止し、全額損金算入を認めること。
- (7) 省エネルギー・再生可能エネルギーへの取り組みを促進する税制を強化すること。
- (8) 中小企業が海外展開する際の税制措置を講じること。

#### 2. 絆を深める組合を支援する税制の強化

- (1) 企業組合、協業組合も含めて、中小企業組合の法人税の軽減税率を11%以下に引き下げ、恒久化を図るとともに、適用所得金額を撤廃すること。
- (2) 個人の創業と雇用創出を担う企業組合の設立促進に向けて、設立後5年間法人税を免除するなどの税制措置を講じること。
- (3) 団地組合の組合員の倒産等により、団地内不動産を一時取得する場合の登録免許税・不動産取得税について減免措置を講じること。

- (4) 事業協同組合等に対する法人住民税(均等割)については法人税率と同様に一律の軽減税率を適用すること。
- (5) 火災共済協同組合等の異常危険準備金の損金算入の特例措置を延長すること。
- (6) 共済協同組合が行う地震火災費用見舞金を地震保険と同様に保険料控除の対象とすること。
- (7) 商品券等に係る未引換分の収益計上の時期を延長すること等通達規定を見直すこと。
- (8) 高度化資金の返済金や高度化資金で建設した施設の修理費等を組合が積立金に繰り入れたときは、全額損金算入できるようにすること。
- 3. 中小企業の事業基盤を強化する税制支援の強化
  - (1) 事業承継税制が中小企業に広く活用されるよう、役員の退任及び雇用維持の要件緩和や親族以外への事業承継に係る株式譲渡所得及び贈与税の軽減措置等の拡充を行うこと。また、事業承継を妨げることになる相続税率の引き上げは行わないこと。
  - (2) 小規模会社が所有する事業用土地の評価額の80%相当額を課税価格から減額する特例措置を図ること。
  - (3) 印紙税を廃止すること。
  - (4) 中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例で取得した少額償却資産の固定資産税を免除すること。
  - (5) 生産・製造工程などで使用する軽油に対する免税措置について恒久化を図ること。
  - (6) 中小企業の欠損金の繰戻還付期間を前3年程度に拡充するとともに、欠損金の繰越控除期間を無期限化すること。
  - (7) 同族会社の留保金課税制度を廃止すること。
  - (8) 企業再生の円滑化を図るための税制措置を拡充すること。
  - (9) 信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の適用期限を延長すること。
  - (10) 個人事業主に対する所得税を軽減すること。

- (11) 中小企業に対する事業所税を廃止すること。
- (12) 利子税、延滞税の利率の引下げ等の軽減措置を図ること。
- (13) 地域の産業再生に取り組む中央会等に対して寄附金制度の措置を講じること。
- 4. 消費税の引上げへの対応
  - (1) 中小企業の適正な価格転嫁や価格表示の改定が円滑に図られるよう、転嫁状況に関する監視・検査体制の強化、価格転嫁カルテルの容認、業種別価格転嫁ガイドラインの作成支援など万全な転嫁対策を講じること。価格表示については、現行の取引に混乱を招かないよう運用するとともに小売業者等からの意見を踏まえて一層の弾力的な対応を行うこと。
  - (2) ガソリン税等の個別間接税との二重課税を排除すること。
  - (3) 消費税の申告期限の延長を認めること。

## 4. 社会保障制度の見直し

### 【要望事項】

- 1. 社会保障制度の見直しに当たっては、中小企業の経営実態や意見を踏まえ、過度な事業主負担とならないよう配慮すること。
- 2. 厚生年金・健康保険の保険料の安易な引上げは行わないこと。
- 3. 全国健康保険協会(協会けんぽ)管掌健康保険の国庫補助率を上限である20%まで引き上げるとともに、公費負担の拡充をはじめ高齢者医療制度を抜本的に見直すこと。
- 4. 厚生年金基金の損失やこれを補てんするための加入企業の負担が拡大することを防ぎ、中小企業が事業を継続できるよう、厚生年金基金の解散、これに伴う厚生年金代行部分の返済義務等について特段の措置を講じること。



## 5. 中小企業の実態を踏まえた労働・教育対策の推進

### 【要望事項】

1. 中小企業に配慮した労働関係法令の見直し
  - (1) 男女雇用機会均等法令の見直しに当たっては、中小企業の雇用実態や意見を踏まえて検討すること。
  - (2) パートタイム労働法令の見直しに当たっては、中小企業のパートタイム労働者の雇用実態や意見を踏まえて検討すること。
  - (3) 労働基準法改正による時間外割増賃金率の引上げは、中小企業については60時間超の割増賃金率の適用が当面猶予されているところであるが、法施行3年後の見直しに当たっても中小企業の実情を十分配慮し検討すること。
2. 障害者雇用促進法の見直しと中小企業支援策等の充実
  - (1) 精神障害者の雇用の義務化に伴う法定雇用率の引上げに当たっては、中小企業の実情に十分配慮すること。
  - (2) 障害者雇用にかかる「合理的な配慮」が中小企業事業主にとって過度の負担とならないよう十分配慮すること。
  - (3) 障害者雇用に積極的に取り組む中小企業への各種支援策の充実と社会的な評価の仕組みづくりを行うこと。
3. 最低賃金の設定については、経済情勢、雇用動向、

中小企業の生産性の向上の進展状況等を踏まえた上で行うこと。特定最低賃金は、地域別最低賃金に屋上屋を架するものであり、早急に廃止すること。

### 4. 雇用保険制度の機能強化

- (1) 雇用保険制度の安定的な運営のため、国庫負担割合を本則どおり原則4分の1に復帰させること。
- (2) 雇用保険二事業については、引き続き関係コストの削減をはじめ、給付内容の見直し、業務全体の改革推進等の抜本的な見直しを行うこと。

### 5. 中小企業の若手人材確保・育成・定着のため、「地域中小企業の人材確保・定着支援事業」の予算・事業実施団体数を拡充すること。

### 6. 国による職業訓練機能の充実・強化

- (1) 雇用吸収力のある分野への円滑な労働移動を促進する見地から、国による失業者等に対する職業訓練の強化・充実を図ること。
- (2) 中小企業の従業員の能力開発への体系的支援、地域産業を支えるものづくり等の技能者の育成、中小企業の技術・技能継承への支援、技能検定制度の充実を強力に推進すること。

### 7. ワーク・ライフ・バランスの推進

- (1) 中小企業のワーク・ライフ・バランス推進のため、専門家によるアドバイスや各種助成制度の整備・拡充、税制・金融面での優遇措置など中小企業の実情に応じた支援策を講じること。
- (2) 少子化対策並びに「次世代育成支援対策推進センター」への支援策の強化を図ること。
- (3) 改正育児・介護休業法の完全施行に当たっては、中小企業に対し適正な制度運用を行うための周知徹底を図るとともに、中小企業の実情に十分配慮した支援を行うこと。
- (4) 中小企業が共同で設置する保育施設について助成・支援を行うこと。

### 8. キャリア教育・職業教育の実施に当たっては、学校教育の各課程において一貫した教育を行うと



ともに、関係省庁が一体となって教育機関と中小企業の連携を推進すること。

#### 9. 外国人技能実習制度の適正な見直し

- (1) 外国人技能実習制度について、受入れ対象業種の拡大、団体監理型における事業協同組合等の組合員の受入れ人数枠の拡大を行うこと。
- (2) 外国人技能実習生の厚生年金保険、雇用保険の加入については、特例措置を設けて全額免除すること。

## 6. 公正な競争環境の整備、官公需対策の強化

### 【要望事項】

#### 1. 公正な競争環境の整備

- (1) 優越的地位の濫用や不当廉売、不当表示などの違反行為に対して一層積極的かつ迅速に対処すること。
- (2) 差別対価に関する運用指針を早急に作成し厳正に適用するとともに、大手スーパー・量販店の巨大化を踏まえた適正な競争ルールを確立すること。
- (3) 不公正取引の影響が顕著な業種について、新たに不当廉売や優越的地位の濫用等に関する業種別ガイドラインを作成すること。
- (4) 下請取引適正化の強化及び不公正な取引方法に対する規制強化を行うこと。
- (5) 審判制度を廃止する独占禁止法改正法案の早期成立を図ること。また、公正取引委員会が行う「行政調査」の手続きにおいて、事業者の権利を保障する法的措置を講じること。

#### 2. 官公需対策の強化

- (1) 競り下げ方式の本格導入は絶対に行わないこと。
- (2) 国等は、「中小企業者に関する国等の契約の方針」で示した中小企業向け官公需発注目標金額及び目標割合を上回るよう契約実績を確保す

ること。

- (3) 官公需適格組合制度の競争契約参加資格審査に当たっては、総合点数の算定方法に関する特例の活用を推進し、官公需適格組合の受注機会の増大を図ること。また、地方自治体においても国と同様に総合点数の算定方法に関する特例の導入を推進し、組合員の技術力や施工実績を合算することにより組合の評価を適正に行うこと。
- (4) 公共調達に当たっては、採算性を度外視した低価格入札が行われないようにすること。地域の建設、設置工事等については、リサイクル製品の活用や分離・分割発注が行われるよう努めるとともに一括調達を行う場合には、適切な調達品目の分類化を行い、地域中小企業が十分対応できるよう特段の配慮を行うこと。

## 7. 商店街等及び中小小売商業の活性化支援の拡充

### 【要望事項】

#### 1. 商店街・共同店舗等に対する支援の拡充

- (1) 地域商店街活性化法による支援、「中小商業活力向上事業」及び「地域商業再生事業」を拡充すること。
- (2) 中心市街地における商業等の活性化支援を継続・強化すること。
- (3) 中小商業者等が行う買い物弱者の生活利便性の向上や防災・減災などの取組みに対する支援



を強化すること。

- (4) 商店街等の空き店舗対策として起業や第二創業に対する支援等を充実させるとともに、共同店舗の空きスペースの入居費や改装費等に対する助成制度を創設すること。
- (5) 商店街等が負担する公共性の高い共同施設（アーケード等）の撤去・保守・修繕費用に対する助成制度を創設すること。更に共同施設設置に係る資金を借り入れる際に、個人保証の免除等の弾力的運用を図ること。
- (6) 都市機能を中心市街地に集約させるため、中心市街地に立地するマンションやオフィスビルを建設する場合等において、低層部分に商業機能を配置させるなど、業種・業態の適正配置を促進すること。

## 2. 大型店等に対する適正な規制・指導の強化

- (1) 「大規模集客施設に対する立地規制」を緩和する都市計画法の見直しは行わないこと。
- (2) 大規模集客施設の郊外開発行為に対して厳格かつ適正に対処するため、土地利用に関するゾーニングの条例やガイドラインの制定を促進すること。
- (3) 大型店や大資本チェーン店、地権者などに商店街組合への加入や、地域交流、商店街活動及び社会貢献への積極的な協力を求める地域貢献条例等の制定を促進すること。
- (4) CO<sub>2</sub>の削減、節電、ワーク・ライフ・バランスの推進、犯罪の未然防止等の観点から、営業休日の減少や長時間営業などを行う大型店や大資本チェーン店に対して自粛指導を行うこと。

## 8. 中小流通業・サービス業振興対策の強化

### 【要望事項】

#### 1. 中小流通業対策の強化

- (1) 中小商業振興法（仮称）を制定し、卸売業と

小売業を一体として振興・育成すること。

- (2) 流通業務市街地整備法や都市計画法による業種制限等を緩和するとともに、卸団地内の空き店舗に対する支援を創設すること。
- (3) 市街地や商店街等の駐車違反取締り地区においては、積み卸し業務が可能な駐車スペースを確保するなど、業務に配慮した対策を講じること。
- (4) 中小運輸業の健全で安定した経営実現のための支援と合わせて、整合性ある高速道路の整備・利用政策を実施すること。

#### 2. 中小サービス業対策の強化

- (1) 中小サービス業、生活衛生関係サービス業の一層の発展を図るため、人材育成支援の充実、金融・税制の整備、業種別団体を活用した中小サービス業対策の強化等を図ること。
- (2) 中小観光業による交流人口の増加やホスピタリティ向上等への取組みに対して積極的に支援すること。

## Ⅱ. 東日本大震災からの復旧・復興の加速化

### 1. 被災中小企業・組合等の復旧の継続支援の拡充

#### 【要望事項】

1. 復興予算を拡充強化し、迅速に執行すること。復興工事の停滞を避けるため、国・県・市町村における発注時期の平準化を図ること。
2. 事業再生・継続に向けた万全な資金繰り等に対する総合的かつ継続的に万全な支援を行うこと。
  - (1) 事業再建や風評被害等の二次的被害への対応に向けた十分な賠償金の支払いと資金繰りに万全を期すこと。



- (2) 産業復興機構と東日本大震災事業者再生支援機構の両機構が、被災者のリースを含めた既存債務を可能な限り買い取ることができるよう支援を拡充すること。
- (3) 中小企業等グループの施設の復旧・復興に係る整備に十分な予算支援措置及び事業の繰越し等柔軟な補助金運用を行うこと。また、小規模事業者が活用しやすくなるよう、補助要件を緩和した「小規模企業グループ補助金」を創設すること。
3. 土地の有効活用と小規模事業者の集団化・集約化を図り、加工と物流が一体となった水産加工団地など本格的な事業再建に向けた事前調査、専門家派遣等に対する支援を強化すること。
4. 中小企業組合等が行う防災・減災のための取組みに対する助成措置を講じること。

## 2. 原発事故の早期収束

### 【要望事項】

徹底した除染対策、風評被害対策、早期の瓦礫撤去等に対する実効ある継続的な支援を速やかに行うこと。

- (1) 土壌・農地・森林等の放射性物質の除染及び汚染された瓦礫などの最終処分を迅速かつ着実に進めるための支援策、風評被害対策等を更に強化し、加速的に実施すること。危険物の処理は、国が責任を持って処理すること。
- (2) 大量の発生した瓦礫については、再生できる物を選別する処理施設を建設するなど瓦礫撤去と地域活性化とを絡めた推進策を講じること。
- (3) 復興再生特別措置法に基づく計画の早期具現化、産業復興企業立地支援及び高速料金の割引措置の追加等に対する十分な予算措置を講じること。

## Ⅲ. 組合等連携組織対策の強化

### 1. 組合組織の位置づけの強化

#### 【要望事項】

1. 中小企業基本法において組合組織の位置づけを強化すること。  
特に、小規模企業政策の見直しに当たっては、連携・組織化の重要性に焦点を当てた政策を推進すること。
2. 中小企業組合の設立要件を緩和するなど中小企業組合法を改正すること。

### 2. 中央会の組合等連携組織対策予算の拡充

#### 【要望事項】

1. 中小企業等協同組合法第74条に規定された都道府県中央会の事業を毎年度確実に遂行できるよう、中小企業連携組織対策事業を強化すること。
2. 起業支援、海外展開、財務等高度な知識をサポートするプラットフォームの法的措置を講じるなどの整備を図るとともに、組合事務局及び中央会指導員の専門性を高めるための支援を行うこと。
3. 中小企業等が共同で行うBCP(事業継続計画)策定及び実現化に対して支援を行うこと。



## 第64回中小企業団体全国大会に参加して

### 参 加 者 コ メ ン ト



協同組合ナガノ駅前センター  
代表理事 **中村 利邦**

全国大会は、長野大会、昨年の愛知大会に続き3度目の参加となります。

毎年シナリオどおりに進む大会ですが、今回初めて会場より意見が出されました。マイクも使用していないので聞き取れませんでした。厳しい経済情勢を訴える意見であったと聞きました。

我々も経済情勢の変化を肌で感じてはいますが、改めて自分自身を見つめ直し、変化する時代と地域社会にどう向き合っていくのか考えさせられる機会となりました。

そして、今回の全国大会に長野支部から参加した様々な業界の方々とゆっくり話ができて、大変有意義なものでした。ありがとうございました。



佐久支部長  
**佐々木 正行**

第64回中小企業団体全国大会が宮崎県で開催されました。早くから日程は周知されていましたが、いろいろな団体の行事が重なる時期でもあり、上小支部さん、当佐久支部等あわせて一桁の参加者と、やや寂しいものとなりました。

しかしながら、泉谷しげる氏の力強いコンサートで始まり、おそらくシナリオになかったであろう、中小企業者の現況を訴えた会場からの発言により、ピリリと締まった大会を経験するとともに、宮崎県中央会さんから、口蹄疫復興支援への謝意を充分に感じたエクスカージョンを満喫し、小所帯なりの和気藹々とした雰囲気の中で、有意義な3日間の行程を過ごしました。



諏訪支部支部長  
**増澤 洋太郎**

10月25日開催されました第64回中小企業団体全国大会が、南国の宮崎県でテーマ「組合 絆 ルネサンス 日本は一つ」を掲げ、シーガイアコンベンションセンターが全国から集った会員で埋め尽くされ盛大で実りある素晴らしい大会に南信3支部合同で参加する事が出来ました。

4年前の幕張大会から3支部合同での交流を兼ね実施しております。大会宣言も採択され、中小企業が未来に希望を持って確実な将来展望を切り拓くべく、全力を尽くす事が誓われました。今大会64回目を数えますが、何かご来賓の方々を見ておりましたも各省の大臣はもとより、副大臣の臨席もなく大変寂しい思いをしたと同時に、年々その様な感づけるばかりです。全国組織の中央会が軽んじられている事を痛感致しました。諸々の事情があるにせよ、来年は65回の節目の大会を迎えますことを契機に、大会の在りようを見直す機会と思います。些かマンネリ化してはいないでしょうか。登壇者を含め大会をも簡素化する事をご提言させていただきたいと思います。



塩尻機械金属工業協同組合  
理事長 **宇治 正皓**

全国大会は、青年中央会時代に参加して以来久しぶりに足を運びました。私たち中小企業を取り巻く業況は、大変厳しい状況であります。大勢の皆様方の元気な姿にふれることができ、改めて勇気づけられました。また、我が組合が創立50周年の記念すべき時に、関係者各位のご推薦により優良組合表彰をいただく栄に浴し、感謝に堪えない次第です。

中小企業団体の歌にあるように、各地の中小企業はその礎となって国を支えていることに誇りと勇気をもって、この難局を乗り越えて行かねばならないと思います。それには、相互理解を深めて、持続的発展＝ゴーイングコンサーン＝できるよう、これからも組合活動を前進させていきたいと願っています。



# 個性について考える

中小企業診断士／原 祐治

秋晴れの空が広がる週末、松本市美術館で開催している「草間彌生 永遠の永遠の永遠」展（～11／4まで）に足を運びました。草間彌生の作品に惚れ込んでいるわけでもなく、芸術をたしなむ性格でもありません。たくさんの人が訪れているということであり、単純にミーハーな動機です。

開館前に行ったにもかかわらず、駐車場はすでに満車に近い状態で、しかも県外ナンバーが目立ちました。美術館に入ると、高さ10メートルのヤヨイちゃん人形に出迎えられ、あとは理屈では語れない草間ワールドに包まれていきます。美術館を出るときには、すっかりその世界観にやられていました。芸術的なところはよく分かりませんが、たくさんの人が惹きつけられるのは、その独特な個性ではないでしょうか。

以前、何かの本で「経営はアートである」という言葉を目にしました。いろいろな解釈があると思いますが、芸術作品は、作者の信念や生き方から生まれてくる強い個性が、人を魅了するのであり、手法にこだわりすぎれば、個性が弱まり、存在価値も希薄になります。会社も、個性が源泉となり創造的な仕事をすることで、お客さんからの支持を得るのであり、論理的に正しい経営に固執していると、個性を失い、他社との差別化が難しくなる、と考えることができます。

会社の個性は、中小企業の場合、そのまま経営者の個性でもあります。自分の個性が、よく分からないという経営者がいます。個性とは、斬新な考え方でも奇抜な行動でもなく、そのままのご自分だと思います。先日たまたま入った食堂は、そこの経営者が今までに読んだと思われる本を並べていました。食に関する本は当然、政治や経済、教育に関するものまで幅広いジャンルがありました。それらのタイトルを見て、私はそこの経営者にお会いしたことはありませんが、そこのお店の経営者の生き方を感じることができました。

生き方は、個性の原型と考えることができます。読書の振り返りなどで、ある程度の個性の原型がつかめたら、それを磨くことで輝きだし、自分の個性が明確になるのではないのでしょうか。



協同組合 開成総合研究所 理事



## 労務管理のポイント

# 定年制と高齢者雇用

今年、高年齢者雇用安定法が一部改正され、平成25年4月1日から、企業は原則として、希望する従業員を65歳まで雇用することが義務付けられることになります。

しかし、定年年齢は60歳のままで、継続雇用または再雇用で65歳までの雇用に対応している企業が圧倒的に多いのではないのでしょうか。

では定年制とは何かというと、その年齢に到達したことを理由に、労働契約を終了させる制度ということになります。日本では終身雇用制度が定着し、長期雇用システムの下で定年年齢まで働くことが前提となってきました。そのため、収入の安定、会社に対する帰属意識の向上、長期間での人材育成など面でメリットがありました。

一方、米国のように年齢差別（年齢のみの理由で雇用契約を解除することには合理性がないとする主張）をなくすことにより、当人の適性、能力があれば年齢に関係なく働くことができる社会にすべきだ、との指摘もあります。

日本の場合で考えると、①定年制の廃止 ②解雇規制の緩和 ③年功給の廃止などの主張と共通することになるのでしょうか。

これらにより中途採用市場が活発化し、人材も流動化し、気力、能力があれば高齢者でも仕事ができる労働環境となることはよいことだと思います。

ただ、それぞれの国の風土、気質の違いもあり、米国で上手くいっても、日本で成功するとは限りません。簡単に解決できる問題ではなさそうです。

わが国の就労者数は2000年代からマイナスに転じ、2020年には09年と比べると就労人口が実に400万人以上もの減少が予想されているようです。

国の年金問題、財政問題などを考えると、若者も専業主婦も高齢者もみんなで力を合わせて働かないと我が国は立ちいかなくなるのでは、と心配している学者もいます。

若年者雇用も高齢者雇用も両立させていかなければならないのです。

雇用制度の在り方、成果主義制の導入など、国や企業の今後の具体的な対策に注目していきましょう。

一般的に、西欧諸国では「休暇をとるために働く」と言われています。

一方、日本では、天皇陛下も田植えや稲刈りをするように、「労働は美德である」とする心を持つ国民です。この「勤勉」さが現在の日本を支えてきたのではないのでしょうか。

高齢者も労働意欲は高いのです。高齢であっても一生懸命働いて、元気でハツラツしている姿を見て、決していやな感じはしません。むしろ感動する場面もあります。

笑顔で元気に働いている高齢者の姿から、日本の将来に光を感じるのは私だけでしょうか。

クサマ社会保険労務士事務所  
特定社会保険労務士 草間 秀明



# 税務会計 Q&A

朝日長野税理士法人 代表社員 税理士 西山 利昭

## 会議出席のために支出する旅費について



### 【質問事項】

当組合では、理事は全員非常勤ですが、理事会開催時に、出席した理事に対し一律5,000円の旅費を支払っています。支払った旅費に対し源泉所得税を徴収する必要があるか教えてください。



### 【回答事項】

#### 1. 非常勤役員等が会議に出席するための旅費の取り扱い

非常勤役員等に支給する旅費については、出勤するために必要な運賃、宿泊料等の支出に充てるものとして支給される金品で、社会通念上合理的な理由があると認められる部分は課税されません（所基通9-5）。

#### 2. 非常勤役員等へ支給する旅費が所得税法上課税される場合

上記1の通達により非課税となる旅費は、事実上その会議に出席するために要する運賃、宿泊料等（以下「運賃等」といいます。）に充てられるためであることが要件となります。

したがって、旅費が給与として課税されないためには、旅費として支払われる金額が、実際に費消される運賃等を超えないことが必要であり、仮に旅費が実際に費消される運賃等を超えている場合には、その超える部分の金額は、「運賃等に充てられるため」の支出に該当しないことから、給与所得として課税されます。

#### 3. 出席者に対し一律の金額で旅費を支払っている場合

ご質問のように、会議に出席する理事に対し一律5,000円の旅費を支払う場合において、各理事の実際に要する運賃等の実費が5,000円を上回れば、給与課税の問題は生じません。

しかし、各理事が会議に出席するために実際に要する旅費の金額はさまざまであり、例えば、会議の場所から徒歩で参加できるほどの距離にあり、交通費の実費を要しないにもかかわらず、5,000円の旅費が支払われている場合には、その旅費は給与課税の対象となります。

組合としては、各理事が会議に参加するために必要な旅費の実費相当額を算出し、各理事に支払う旅費が、実費相当額を超過する場合には源泉所得税を徴収する必要があります。

なお、源泉徴収額は、扶養控除申告書の提出がない場合には、日額表乙欄を適用して計算することとなります。

# 信州大学経営大学院・長野県信用保証協会共同公開講座 信用保証協会経営セミナーを 開催します

信州大学経営大学院と共同で中小企業の皆さまや関係機関の皆さまを対象とした  
「信用保証協会経営セミナー」を下記日程で開催します。

大勢の皆様のご参加をお待ちしております。

| 会 場 |         | 開催日時                            | 定員   |
|-----|---------|---------------------------------|------|
| 長 野 | メルパルク長野 | 平成24年11月20日（火）<br>13時30分～16時30分 | 100名 |

## 内 容

### ◆講演 「時代の変化と経営革新の方向」

講師：信州大学経営大学院 特任教授 大野 雄三 氏

### ◆講演 「21世紀中小企業の未来を拓く」～中小企業憲章の意味するもの～

講師：嘉悦大学大学院 ビジネス創造研究科 教授（横浜国立大学名誉教授、  
信州大学経営大学院客員教授、前日本中小企業学会会長） 三井 逸友 氏

主 催：長野県信用保証協会・信州大学経営大学院

後 援：長野県中小企業団体中央会・長野県経営者協会・長野県商工会議所連合会  
長野県商工会連合会・長野県中小企業振興センター

参加費：無料

※事前申込が必要です（定員になり次第締め切りとさせていただきます）

お申込み・お問い合わせ先



**長野県信用保証協会** 保証統括部保証推進課

TEL：026-234-7680 FAX：026-233-5030 E-mail：hosyo-tokatsu@nagano-cgc.or.jp



# 11月は 「労働時間適正化キャンペーン」 期間です。



## 現状の 課題

労働時間等の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は減少傾向にあるものの、依然として高い水準で推移するなど未だ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数が増加に転じるなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。



長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。

時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

労働基準法第37条に違反する、賃金不払残業は、あってはならないものです。



## 問題の 解消

これらの問題の解消のためには、労働時間を適正に把握し、時間外労働に対する適切な対処が必要です。<sup>※1</sup>

### 過重労働による健康障害を防止するために <sup>※2</sup>

#### ①時間外・休日労働時間の削減

- ◇ 時間外労働協定は、限度基準<sup>※3</sup>に適合したものとすることが必要です。
- ◇ 月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
- ◇ 休日労働についても削減に努めましょう。

#### ②労働者の健康管理に係る措置の徹底

- ◇ 健康管理体制を整備し、健康診断を実施しましょう。
- ◇ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

### 賃金不払残業を解消するために <sup>※4</sup>

- ① 労働時間適正把握基準<sup>※1</sup>を遵守しましょう。
- ② 職場風土を改革しましょう。
- ③ 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ④ 労働時間を適正に把握するための責任体制の明確化とチェック体制を整備しましょう。



※1 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」(平成13年4月、厚生労働省)

※2 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(平成18年3月、厚生労働省)

※3 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成10年労働省告示第154号)

※4 「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)

働く方々、事業主の皆さまへ

# 有期労働契約の新しいルールができました

## 労働契約法改正のポイント

「労働契約法の一部を改正する法律」が平成24年8月10日に公布されました。今回の改正では、有期労働契約について、下記の3つのルールを規定しています。

有期労働契約とは、1年契約、6か月契約など期間の定めのある労働契約のことをいいます。パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託など職場での呼称にかかわらず、有期労働契約で働く人であれば、新しいルールの対象となります。

### 改正法の3つのルール

#### I 無期労働契約への転換

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

#### II 「雇止め法理」の法定化

最高裁判例で確立した「雇止め法理」が、そのままの内容で法律に規定されました。一定の場合には、使用者による雇止めが認められないことになるルールです。

#### III 不合理な労働条件の禁止

有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するルールです。

### 施行期日

II：平成24年8月10日（公布日）

IとIII：公布日から起算して1年を超えない範囲内で政令を定める日

有期労働契約は、パート労働、派遣労働をはじめ、いわゆる正社員以外の労働形態に多く見られる労働契約の形式です。有期労働契約で働く人は全国で約1,200万人と推計されます。

有期労働契約で働く人の約3割が、通算5年を超えて有期労働契約を反復更新している実態にあり、その下で生じる雇止めの不安の解消が課題となっています。また、有期労働契約であることを理由として不合理な労働条件が定められることのないようにしていく必要もあります。

労働契約法の改正は、こうした問題に対処し、働く人が安心して働き続けることができる社会を実現するためのものです。

（なお、派遣社員は、派遣元（派遣会社）と締結される労働契約が対象となります。）

有期労働契約の利用に当たり、法改正の趣旨および内容を十分ご理解いただくよう、お願いいたします。



長野労働局 労働基準監督署

# お互いに助け合い、信頼される共済として 皆様を応援します！

## 火 災 共 済

☆経営基盤である財産の保全をバックアップ

## 自動車事故費用共済

☆交通事故による経済的負担をサポート

## 医療総合保障共済

☆24時間「健康相談」および「名医」をご紹介

## 労働災害補償共済

☆経営の安定化と従業員の安心をサポート

お問い合わせは、本部または各支部へ

**長野県火災共済協同組合**  
**長野県中小企業共済協同組合**

〒380-0936  
長野市中御所岡田 131-10 中小企業会館 2 階  
TEL026 (228) 1174 FAX026 (228) 7497  
<http://www.alps.or.jp/kasai/>

# ETC

## 各種サービスのご紹介

### 大口・多頻度割引制度（後払制度）

日本高速道路(株)発行の ETC コーポレートカードを使用して、ETC システムにより高速道路通行料金を支払う組合員に対し利用実績に応じて割引されます。

但し、1 台月額 3 万円以上となります。

### 法人会員の ETC カードによる割引制度（後払制度）

上記、大口・多頻度割引制度に該当しない組合員のために当組合の ETC クレジットカードを使用して、利用実績に応じてマイレージ割引をいたします。

## ORSE

財団法人  
道路システム高度化推進機構  
登録番号 第 0448-022764 号

ETC 車載器の  
販売、セットアップ  
できます。

申込み・問い合わせは

（協）長野県商工振興会

<http://www.alps.or.jp/shoko/>

〒380-0936 長野市岡田 131-10 中小企業会館内  
TEL(026)291-4567 / FAX(026)228-3511



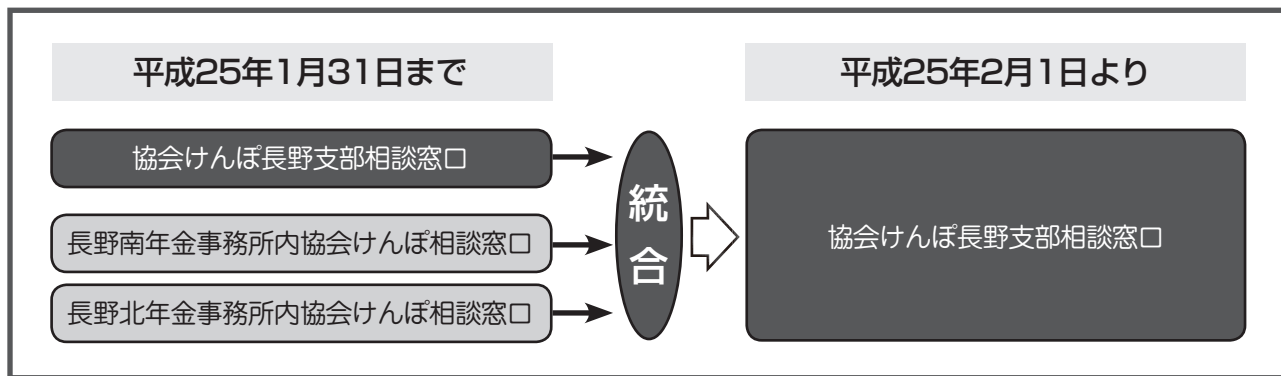
平成25年  
2月1日

## 長野南・長野北年金事務所内 協会けんぽ相談窓口を閉鎖します

平成25年2月1日以降は、健康保険の給付や任意継続に関する相談の方は、協会けんぽ長野支部の相談窓口までお越しください。なお、協会けんぽの申請書類はすべて郵送でお手続きができます。郵送による書類の提出にご協力ください。

※長野南年金事務所および長野北年金事務所の閉鎖のお知らせではありません。

年金や健康保険の加入等に関する相談については、これまでと同様に長野南・長野北年金事務所に対応いたします。  
※岡谷・伊那・飯田・松本・小諸の各年金事務所内の協会けんぽ相談窓口については、従来通りご利用いただけます。



| 年金事務所が取扱う手続き                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 協会けんぽが取扱う手続き                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>適用事業所に関すること</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 新規適用届</li> <li>◆ 適用事業所所在地・名称変更届 等</li> </ul> <b>被保険者・被扶養者の資格に関すること</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 被保険者資格取得届・喪失届</li> <li>◆ 被扶養者（異動）届</li> <li>◆ 被保険者氏名変更（訂正）届</li> <li>◆ 被保険者住所変更届</li> <li>◆ 被保険者報酬月額算定基礎届</li> <li>◆ 被保険者報酬月額変更届</li> <li>◆ 被保険者賞与支払届</li> <li>◆ 育児休業等取得者申出書</li> <li>◆ 年金手帳再交付申請書 等</li> </ul> <b>事業所の保険料納付に関すること</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 保険料口座振替納付（変更）届出書 等</li> </ul> | <b>健康保険の給付に関すること</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 療養費・傷病手当金・出産手当金・出産育児一時金・高額療養費・埋葬料（費）等の各申請書</li> <li>◆ 限度額適用認定申請書 等</li> </ul> <b>健康保険証等の再交付に関すること</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 被保険者証再交付申請書</li> <li>◆ 高齢受給者証再交付申請書</li> </ul> <b>任意継続被保険者に関すること</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 任意継続被保険者資格取得申出書 等</li> </ul> <b>健診や保健指導に関すること</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 生活習慣病予防健診申込書</li> <li>◆ 特定健康診査受診券申請書 等</li> </ul> <b>レセプトに関すること</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 第三者の行為による傷病届</li> </ul> |
| 従来通り年金事務所に対応します                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 長野支部の窓口へ統合します                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |



**全国健康保険協会 長野支部**  
協会けんぽ

〒380-8583  
長野市南長野西後町 1597-1  
長野朝日八十二ビル 8階  
TEL 026- 238-1251（企画総務グループ）

地域中小企業の人材確保・定着支援事業

# 参加無料 合同企業説明会を開催！

## 平成26年4月に新卒者の採用を予定する 会員中小企業を募集中！

長野県中小企業団体中央会は、大学等の若手人材を地域中小企業の戦力にすることを目的に「地域中小企業の人材確保・定着支援事業」を実施しております。

この事業の一環で合同企業説明会を開催しますのでご参加ください。

| 日 時                        | 場 所              |
|----------------------------|------------------|
| 平成24年12月21日(金) 13:00～16:30 | 長野市 ホテルメトロポリタン長野 |

★連携大学等（信州大学工学部、諏訪東京理科大学、松本大学、長野大学、長野県工科短期大学校、長野平青学園）を含む県内外の大学・短大・高専・専修学校の平成26年3月卒業予定者が参加します。

★事業所ごとブースを設営します。出展費用は無料です。

★参加事業所を募集中ですので、担当まで問い合わせをお願いします。参加申込書はホームページ（<http://www.alps.or.jp/jinzai/>）からダウンロードすることもできます。

★申込期限：平成24年11月30日（金）

※10:30～12:00に同会場で「親として知ってほしいこと、そして、してあげてほしいこと」をテーマに保護者向けセミナーを開催します。こちらも参加者を募集中です。

### 【問い合わせ／お申込み先】

長野県中小企業団体中央会 人材確保・定着支援事業係 西村、西條、吉村

〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館4F

TEL 026-228-1171 FAX 026-228-1184 E-mail [jinzai@alps.or.jp](mailto:jinzai@alps.or.jp)

# 高校新卒者の就職促進に関わる要請

平成24年10月11日、長野県高等学校教職員組合高村執行委員長ほかが来会され、高校新卒者の就職促進にかかわる要請がありました。

県高教組の県内公立高校調査によると、回答があった45校の就職内定率は41.9%（9月末時点）にとどまっているとのこと。求人倍率がほぼ横ばいの中、経済状況を反映して就職を希望する生徒は増えており、年々厳しい就職環境になっています。

つきましては、会員の皆様におかれましては下記要請書の内容をご確認いただき、高校新卒者の雇用の確保について格段のご高配を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>長野県中小企業団体中央会<br/>会長 星沢 哲也 様</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <p>2012年10月11日</p> <p>長野県高等学校教職員組合<br/>執行委員長 高村 誠 様</p> <p></p> |
| <p><b>高校新卒者の就職促進に関わる要請書</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                     |
| <p>日頃より、高校生の就職保障についてご尽力をいただいていることに敬意を表します。</p> <p>さて、私どもの調査によると、9月末時点での就職内定率は約4割にとどまっており、このまま推移すれば、就職が決まらないまま卒業を迎えなければならない生徒が多数にのぼることも予想される極めて厳しい状況が明らかとなりました。</p> <p>昨年に比べ、多くの学校で求人数が減少もしくは同程度であるにもかかわらず、就職希望者は増えており、困難な状況に拍車がかかっています。</p> <p>また、学校や課程による差も大きく、この時点でもまだ内定者が出ていない学校（課程）が複数あり、これまで以上の支援が待たれています。</p> <p>以上のような事態を受けて、下記の点について要請します。</p> |                                                                                                                                                     |
| <p>記</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                     |
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 来年卒業予定の高校生に就労の場をさらに拡大していただけるよう、再度、加盟企業に働きかけてください。</li><li>2. いかなる理由でも内定取消は行わない他、安易な求人取消や試験時における不適切な質問などをなくすよう、加盟企業に働きかけてください。</li><li>3. 非正規労働者を減らして正規採用を増やすなど、不安定雇用の改善に努めるとともに、若年層の賃金引き上げなど労働条件の改善を図るよう、加盟企業に働きかけてください。</li></ol>                                                                            |                                                                                                                                                     |
| <p>以上</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                     |

厚生労働省（長野労働局）委託事業

## 長野県地域産業保健センター

# 労働者数50人未満の小規模事業場で 働く人達の健康づくりを 応援します！

事業者には労働安全衛生法に基づく健康診断などの実施義務があります。

当センターでは医師による健康相談・面接指導を行います。（完全予約制です）

### （1）健康診断の結果について「医師からの意見聴取」に対応します。

事業者は、労働安全衛生法（66条の4）に基づき、定期健康診断の結果異常の所見がある労働者について健康を保持するための必要な措置について「産業医」の意見を聞かなければなりません。

### （2）脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導を行います。

定期健康診断の結果、「血中脂質検査」「血圧の検査」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」の項目に異常が見られた労働者に対し、産業医又は保健師により保健指導を行います。

### （3）メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導を行います。

「ひどく疲れた」「不安だ」「よく眠れない」などのメンタルヘルス不調を感じている労働者に対し、医師等による相談・指導を行います。労働者からも申し込みができます。

### （4）長時間労働者に対する医師による面接指導を行います。

事業者は、労働安全衛生法（66条の8等）に基づき、時間外・休日労働時間が基準を超えた労働者を対象として、医師による面接指導を行わなければなりません。

---

## 長野県地域産業保健センター

〒380-8571 長野市若里7-1-5（長野県医師会館内） Tel 026-226-3191 Fax 026-228-0133

この事業は、社団法人長野県医師会が実施するもので、「健康相談」や「面接指導」などを無料で行います。また相談内容や指導内容について秘密を厳守します。



# 地域コーディネーター連絡先

| 地区名    | 連 絡 先                                      |                  | コーディネーター名 | 所轄監督署 |
|--------|--------------------------------------------|------------------|-----------|-------|
|        | 所 在 地                                      | TEL・FAX          |           |       |
| 長 野    | 〒380-0928<br>長野市若里4-5-30                   | TEL 026-226-2311 | 茂木 博      | 長野    |
|        |                                            | FAX 026-226-2311 |           |       |
| 松 本    | 〒399-0031<br>松本市大字芳川小屋1178                 | TEL 0263-85-4888 | 有馬 武男     | 松本    |
|        |                                            | 携帯 090-8598-4888 |           |       |
|        |                                            | FAX 0263-85-4888 |           |       |
| 諏訪広域   | 〒394-0027<br>岡谷市中央町2-5-22<br>岡谷市医師会内       | TEL 0266-22-5578 | 上原 広一     | 岡谷    |
|        |                                            | FAX 0266-22-0607 |           |       |
| 上 小    | 〒366-1214<br>上田市下之郷乙525-2                  | TEL 0268-38-6399 | 今井 昌男     | 上田    |
|        |                                            | FAX 0268-38-6399 |           |       |
|        |                                            | 携帯 090-5417-9012 |           |       |
| 飯 伊    | 〒395-0025<br>飯田市東中央通り5-96<br>飯田市休日夜間急患診療所内 | TEL 0265-23-7112 | 岡田 茂子     | 飯田    |
|        |                                            | FAX 0265-23-7112 |           |       |
| 北信濃    | 〒382-0002<br>須坂市北旭ヶ丘町3336-10               | TEL 026-245-8805 | 中村 弘雄     | 中野    |
|        |                                            | FAX 026-245-8805 |           |       |
| 小諸・佐久  | 〒384-0025<br>小諸市相生町3-3-1<br>小諸北佐久医師会内      | TEL 0267-22-0160 | 秋山 恵子     | 小諸    |
|        |                                            | FAX 0267-22-9747 |           |       |
|        |                                            | 携帯 090-8723-1712 |           |       |
| 上伊那    | 〒396-0015<br>伊那市中央5083-1<br>伊那労働基準協会内      | TEL 0265-76-6922 | 村田 隆男     | 伊那    |
|        |                                            | FAX 0265-72-5855 |           |       |
| 安曇野・大北 | 〒399-8205<br>安曇野市豊科4111-1<br>安曇野市医師会内      | TEL 0263-72-2347 | 矢口 勝利     | 大町    |
|        |                                            | FAX 0263-72-9371 |           |       |

中小企業経営者の皆様へ

大きな安心をお届けします。

# 医療共済

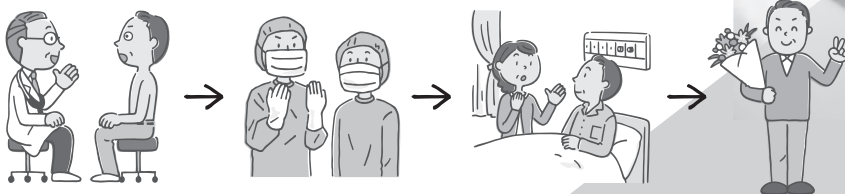
月々**2,400**円で

病気・ケガによる入院補償

1日 **7,000**円 + 手術見舞金

## 事例

Aさん(63歳)は人間ドックで胃に悪性腫瘍が見つかったため、内視鏡手術を行い7日間入院しました。



## 補償例

7日間×7,000円+内視鏡手術見舞金30,000円  
=79,000円

傷害共済  
A型の場合

ケガによる24時間補償

月々**2,200**円の掛金で

通院1日 **3,000**円

入院1日 **10,000**円

死亡 **1,000**万円

きずな

中小企業の絆 絆とは事業主と従業員をつなぐ大切な財産です。

# 傷害共済

\*詳しくはパンフレットをご覧ください。

お申込み・  
お問合せは

**ながの共済**

**長野県福祉共済協同組合**

長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

<http://www.naganokyosai.or.jp>

☎ **0120-86-9431**

受付時間:月曜日～金曜日 午前9:00～午後5:00(祝祭日除く)

## 下請取引適正化推進月間について（講習会のご案内）

公正取引委員会及び中小企業庁では、下請取引の一層の適正化を推進するため毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請法の普及・啓発事業を集中的に行うこととしており、県内では下記のとおり講習会が開催されます。

### 1 下請取引適正化推進講習会（主催：中小企業庁）

- (1) 日 時 11月22日（木）13:30から17:00まで
- (2) 会 場 JA長野県ビル12階 B会議室（長野市大字南長野北石堂町1177-3）
- (3) そ の 他 詳細及び申込みは以下のHPをご覧ください。  
[http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chusho/index\\_shitauke.html](http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chusho/index_shitauke.html)

### 2 下請取引改善講習会

（主催：（財）全国中小企業取引振興協会、（公財）長野県中小企業振興センター）

- (1) 日 時 12月4日（火）13:30から16:30まで
- (2) 会 場 ホテル紅や（諏訪市湖岸通り2-7-21）
- (3) そ の 他 詳細及び申込みは以下のHPをご覧ください。  
<http://www.zenkyo.or.jp/seminar/course.htm>

## 改正労働契約法に係る説明会のご案内

「労働契約法の一部を改正する法律」が平成24年8月10日に公布されました。期間の定めのある労働契約について、(1) 無期労働契約への転換、(2) 「雇い止め法理」の法定化、(3) 不合理な労働条件の禁止、の三つのルールが規定され、長野労働局では下記の日程で説明会を開催します。

### 1 改正労働契約法に係る説明会の日時等

- (1) 松本会場
  - ① 日 時 平成24年12月14日（金）14:00～15:30 13:00受付開始
  - ② 場 所 キッセイ文化ホール（長野県松本文化会館）中ホール 松本市水汲69-2
- (2) 長野会場
  - ① 日 時 平成24年12月18日（火）15:00～16:30 14:00受付開始
  - ② 場 所 ホクト文化ホール（長野県県民文化会館）小ホール 長野市若里1-1-3

### 2 照会・申込先

〒380-8572 長野市中御所1-22-1  
長野労働局労働基準部監督課 担当：布施谷（ふせや）  
Tel：026-223-0553 Fax：026-223-0591

☆働きやすい職場環境づくり

「企業の社会的責任（CSR）」を果たすとともに  
「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進し  
ましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ  
“あなたにもできる。”

ライフスタイルの見直しで、  
1人1日1kgのCO<sub>2</sub>削減”

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

MONTHLY REPORT

2012

11

No.432

第432号 平成24年11月10日発行  
購読料年間 3,000 円（消費税・送料込み）  
発行人 佐々木正孝  
発行所 長野県中小企業団体中央会  
長野市中御所岡田町 131-10  
中小企業指導センター内  
TEL.026-228-1171  
印刷所 カシヨ株式会社



人を思う。未来を思う。

# 商工中金

個人向け新型定期預金

マイハーベスト

有利な金利設定

1年、2年、3年から期間が選べる

固定金利の半年複利

お預け入れは50万円から

## 長野支店

〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11  
☎026(234)0145(代)

## 諏訪支店

〒392-0026 諏訪市大手1-14-6  
☎0266(52)6600(代)

## 松本支店

〒390-0811 松本市中央2-1-27  
松本本町第一生命ビル1F  
☎0263(35)6211(代)